

# 支部ニュース

2013年4月 No. 473

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス [dantokyo@dream.com](mailto:dantokyo@dream.com)

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

## ●連続憲法学習会

※連続憲法学習交流会にご参加ください・・・・・・・・・・・・・・・・前川雄司

※自衛隊と憲法（3月27日の憲法学習会の講義要約）・・・・・・・・種田和敏

## ●パンフレット「憲法が変わっちゃったらどうなるの？

～自民党案シミュレーション～」完成&販売開始のお知らせ・・・・・・・・早田由布子

## ●2020 東京オリンピック招致問題

※異議あり！2020 オリンピック東京招致活動報告（2月17日バスツアー編）・・横山 聡

※敵も我々をかなり警戒していた？

～IOC 評価委員への異議あり！アピール行動・・・・・・・・高石育子

※「異議あり！2020オリンピック東京招致集会」の報告・・・・・・・・市野綾子

## ●“韓国「民弁」と北東アジア平和を考える3日間“へご参加ください・・・・・・・・前川雄司

## ●若手弁護士へのメッセージ

※私の事件簿・・・・・・・・柴田五郎

※四位先生の投稿を拝読して・・・・・・・・種田和敏

## ●支部総会の感想

※支部総会記念講演を聴いて・・・・・・・・野口景子

※緒方靖夫さんの講演を聴いて・・・・・・・・竹村和也

## ●3月幹事会議事録

## ●日誌

# 連続憲法学習会

## 連続憲法学習交流会にご参加ください

支部幹事長 前川 雄司

自民党の改憲草案などを読むと、あまりのひどさに驚きます。しかし、国民にはまだあまり知られていないのではないのでしょうか。

7月の参議院議員選挙で改憲勢力が3分の2以上を占めないようにするために、今、改憲反対の自発的な運動を大きく広げる必要があります。

2月の支部総会では、支部団員全員で憲法学習会の講師をしようということになりました。

2月8日には憲法学習交流会を開き、旬報法律事務所の早田団員に自民党改憲草案について、渋谷共同法律事務所の森団員に国家安全保障基本法案について、それぞれ報告していただいて、意見交換と経験交流をしました。

3月27日には第2回憲法学習交流会を開き、城北法律事務所の種田団員に「自衛隊と憲法」というテーマで報告していただき、意見交換と経験交流をしました。

次回以降の日程は次のとおりです。

4月24日（水）午後5時30分 団本部事務所

「どうなる！？選挙制度改革」 講師 田中 隆 団員

5月22日（水）午後5時30分 団本部事務所

6月26日（水）午後5時30分 団本部事務所

ぜひ、各法律事務所から団員・事務局員のみなさまに多数ご参加いただき、意見交換と経験交流をお願い致します。

また、学習会や街頭宣伝などの経験を、ファックスニュースや支部ニュースで交流したいと思いますので、原稿をお寄せくださいますようお願い致します。

## 自衛隊と憲法

(3月27日の憲法学習会の講義要約)

城北法律事務所 種田 和敏

### 0 はじめに

多くの国民は、憲法改正と言われても、あまり関心はない。なぜなのか？

私は、2つあると考えている。1つは、国民が憲法の価値を十分にわかっていないこと、もう1つは、国民の多くが自分の生活で精一杯で自分の生活とは遠いと思っている憲法のことなど気にしてもらえないことがあげられる。

私は、自衛隊問題に関わって、憲法の価値を知り、現在でも国民の生活の中に憲法が生きて

いることを感じた。自衛隊問題に取り組むことは、憲法改正が叫ばれる中、重要なことだと思う。

## 1 レンジャー市街地行軍訓練に対する反対運動

### □ 練馬駐屯地交渉

練馬区の労働組合の人と話していて、レンジャー訓練のことを聞いたことがきっかけだった。それまでは、練馬区に駐屯地があることすら知らなかった。軽い気持ちで、駐屯地交渉があるというので、参加することとなった。しかし、自衛隊の広報官から聞いた話は、疑問だらけだった。特に、おかしいと思ったのは、訓練の目的や市街地で実施する必要性について、自衛隊が明らかにしない点だった。問い詰めて、ようやく言ったのは、市街地で訓練をする目的は、アスファルトに隊員を慣れさせるという仰天の答えだった。これは、やめさせなければならないと思った。

駐屯地交渉に同行して感じたのは、交渉の場に弁護士が同席することの大切さだった。法律をスタートにして、まるで尋問のように論理的に詰めていくと、おかしいことをやっているのを答えに窮することになる。住民だけだと、自衛隊は煙に巻くような答えで、ごまかそうとすることがある。

### (2) 訓練禁止の仮処分申立て

最終的には、住民とともに訓練禁止の仮処分を起こすことになった。ここでは、仮処分の詳細には触れないが、平和的生存権を前面に掲げて闘った結果、手続きを通して憲法が生きていることを感じた。結論として申立は却下されたが、平和的生存権の記載がある憲法だからこそ、人格権という形で、あれだけ押し込むことができ、一定の成果もあげることができたと思っている。

### (3) ヘリコプター着陸阻止に向けた取り組み

今日は、仮処分そのものではなく、それに付随した取り組みについて紹介したい。まず、ヘリコプターが荒川河川敷の公園に着陸することを阻止した。当初の計画では、レンジャー訓練生が行軍訓練のスタート地点に到着する手段として、東富士演習場からヘリコプターを使う予定だった。

でも、私は、おかしいと思った。それは、公園に軍事用大型ヘリが降りてくる様子を想像できなかったからである。普段の公園は、親子づれや子どもたちで、なんともどかな雰囲気である。そこに、ヘリが降りてくることはあり得ないと思った。そこで、調べてみると、公園管理者である板橋区は、祭りの出店を許可するのと同じ許可で、ヘリが降りてくることを許可していた。この許可は、排他的占有ができないものだし、むしろしてはいけないものだった。しかし、ヘリを降ろすのであれば、排他的占有ができなければならないはずである。そもそも、排他的な占有が前提ならば、板橋区は、条例上、許可をすることはできないはずであった。

これらの問題点を踏まえ、板橋区にヘリを公園に降ろす許可をしていることが条例違反となること、また事故などがあつたら国家賠償責任もありうることを事前通告した。この取り組みの結果でもあると思うが、当日、公園に来たのはヘリではなくトラックであった。区の条

例まで踏み込んで言及したことがよかったと思う。

#### (4) 道路交通法からのアプローチ

また、当初の計画では、銃をもって 20 人の隊員が歩くことも、あれだけデモをするのが大変なのに、警察が何も言わないのは、おかしいと思った。そこで、調べてみると、道路使用許可が必要ではないかという結論に至った。東京都の条例も含めて考えると、仮装行列にも許可が必要と書いてある。それならば、武装行進は当然許可が必要なはずである。試しに、管轄が別の警察署に、「今度、ボーイスカウトで、10 人くらいで迷彩服を着て、10 キロくらいの道のりをウォーキングしようと思うのだが、許可がいるか？」と尋ねると、「許可がいます。」と答えた。

それなのに、警察は自衛隊の通行について申請がないから許可する必要はないと説明した。そこで、一般市民との接触など危険が想定されるのに、自衛隊に許可申請させないことは、行政指導の不行使で、何かあった時には国家賠償責任を負うことになるかと警察署にも通告した。

その結果であるとも思うが、20 人が一塊になるのではなく、6 つに分かれて、細分化され、1 つの塊が小さくなり、住民への危険性が軽減もされた。道路交通法や都の条例も丁寧に調べて、指摘できたことが地道ではあるが結果につながったと思っている。

### 3 23 区展開訓練

7 月 16 日夜から 17 日にかけて、自衛隊は、災害対処を目的に 23 区全域に 300 人規模の隊員を展開する訓練を実施した。この訓練の一環として、自衛隊は区役所に宿泊しようとした。私は、自衛隊法によれば災害派遣要請がなければ、災害対処ができない自衛隊が、本来災害対処に責任を負う自治体とは全く独立して単独で災害対処訓練をすることに違和感を持った。また、そもそも迷彩服の自衛隊が区役所に泊まることも、区の職員に時間外手当を払って対応することも、おかしいと思った。

そこで、この訓練の問題点をまとめてマスコミに送ったら、東京新聞がうまく掲載してくれた。新聞報道をてこにして、いくつかの区では、自衛隊員の宿泊を拒否することができた。これも、おかしいと思って、行動して成果が出た。そのときも、憲法 9 条のある国だからこそ、自衛隊というあいまいな存在がいたとしても、自衛隊が自由に行動できない法体系になっていることを感じた。

### 3 練馬駐屯地祭

去年のレンジャー市街地武装行軍訓練や 23 区展開訓練は、自衛隊が市民の生活の場を侵してきた局面なので、住民が自衛隊のことを自分のこととして考えるいい機会となった。

ただ、自衛隊と住民が接する場面はほかにもある。たとえば、イケメンで広報を担当する自衛官と美人記者の恋愛などを描くドラマが始まるという。自衛隊は、マスメディアをうまく利用して、市民にとって身近な存在だと思わせようとしている。

また、毎年 4 月に、練馬駐屯地でお祭りをして、一般市民が駐屯地の中に入ることができる。そこで、銃を展示していて、一般市民が触ったり、構えたりしている。私は、これを去年の駐屯地祭に参加した学生が撮影したドキュメンタリーを見て知ったが、とても違和感があった。

銃を市民が触るというのは、銃刀法違反にもなるのではないかと思った。

さらに、駐屯地祭では、子どもにレンジャー訓練体験を行っている。これも、私は、少年兵を連想して、おかしいと思った。調べていくと、児童の権利条約やジュネーヴ条約に違反するおそれがある行為だとわかった。

これらの点は、駐屯地交渉で出すか、国会議員に質問をしてもらうか、マスコミを通じて公にするかは別にしても、何とか問題として、市民、特に子どもが銃をさわったり、軍事訓練まがいのことをさせられないようにしなければならないと思って、いま頭をひねっている。

駐屯地祭も自衛隊と市民が交わるポイント。このポイントで、憲法や法律を駆使して、自衛隊が分をわきまえず、私たちの生活を脅かすことが大切だと思う。ここに、法律家がこの問題に取り組むべき理由がある。

#### 4 自衛隊をウォッチする市民の会

一連の自衛隊問題に関わっていて、感じたことがある。まず、これはどの運動にも少なからず共通することかもしれないが、若い人の問題意識が低いこと、また運動をしている人の中でも、横の連携がとれていなくて、効果的な運動が作れていないことが挙げられる。

そこで、若い人にも問題を共有してほしくて、いままで運動している人の輪もより強く大きなものにするために、昨年10月に自衛隊をウォッチする市民の会（略称 ウォッチの会）を立ち上げた。活動としては、定期的に講演会や自衛隊の活動を監視する活動を行っている。たとえば、2月には宇都宮健児弁護士を呼んで都政の問題について講演をしてもらったりした。さらに、内藤功先生を囲んで、これまでの憲法9条の裁判闘争について議論する「内藤塾」も4月から開講する予定である。

以上のように、自衛隊と市民との接点に注目して、憲法を武器に、自衛隊を監視していきたいと思う。

## パンフレット「憲法が変わっちゃったらどうなるの？ ～自民党案シミュレーション～」完成&販売開始のお知らせ

旬報法律事務所 早田 由布子

自民党憲法改正草案に反対し、その内容を広く市民に伝えることを目的とした「明日の自由を守る若手弁護士の会」は、おかげさまで、会員数が200名を超えました。間近に迫っている改憲の危機を突破するために、もっともっと大きな運動にしていかななくてはならないと考えております。51期以降の団員のみなさまがたには、ぜひご入会いただきますようお願いいたします。

さて、我々が会の立ち上げ以降準備を進めてきたパンフレットが、ついに完成いたしました。自民党の改憲草案の内容とその危うさを、かわいいイラストでわかりやすく解説したものです。

A4用紙4つ折りサイズで、一般の方々の目に留まりやすいようにイラストを多用したものですので、①立憲主義、②表現の自由の制約、③平和主義の破壊と国防軍、④社会保障の家族への押しつけ、⑤緊急事態条項、⑥改正要件の緩和という6つのポイントにしぼったものとなっております。

ります。



当会は、このパンフレットを、1部15円にて販売いたします(500部ごとに500円割引、送料別途)。

お求めいただける方は、①ご氏名、②お申込み枚数、③送付先住所、④電話番号、⑤FAX番号を明記の上、FAX(03-3592-1207 旬報法律事務所・細永宛)、又は、メール(peaceloving.lawyer@gmail.com)にてお申込みください。

どうぞよろしくお願いたします。



# 2020 東京オリンピック招致問題

## 異議あり！2020 オリンピック東京招致活動報告 (2月17日バスツアー編)

代々木総合法律事務所 横山 聡

1 これまでの経緯から、私が「異議あり！2020 オリンピック東京招致」集会実行委員会事務局長を継続しているため（それも4月1日から弁護士会副会長職のため退任を余儀なくされるべきところですが）、ここにご報告します。なお、前回の「異議あり！2016」招致活動の経験からしても、斉藤さんに引き継いでいただきたいなあと思っています。今後の活動の充実のためにもよろしくお願ひしたいと思ひます。

2 さて、年明けてから、猪瀬都知事は立候補ファイルを提出し、ロンドンで招致活動を行うなど、全く態度を改めないで、強く異議を感じている我々としても、3月4日の集会是必至となりました。ということで、実行委員会は、批判するにもまず現地を見てみようということになり、2月17日にバスツアーを敢行しました。そのご報告をいたします。

まずは、霞ヶ丘の陸上競技場ですが、現時点で1300億円かけての「大改修」というか解体と新築を行います。8万人規模の常設スタジアムを建設することになっていますが、そんな大会が頻繁にあるとも思いません。3万人程度にして仮設で観覧席を作りゃいいじゃないかと思ひます。問題は、隣接地域の日本青年館、明治公園、霞ヶ丘都営住宅を撤去することです。特に霞ヶ丘住宅には、1964年のオリンピックの時に陸上競技場設営のために移転させられた住民の方が居住しておられ、オリンピックのためにまた移転させられるのか、という声が上がっています。共産党の大山都議が、住人の方と一緒に説明にあたってくれました。



続いて、築地市場などを横目で見ながら晴海埠頭に到着。2016年の招致の際は、メインスタジアムが建設される予定地でしたが、あまりに狭いので無理だということで批判の対象になりました。今回はここに選手村が建設されるとのことですが、ここは、防潮堤防の外側に位置しており、本来建物が建てられないところだそうです。それをオリンピックを口実に居住用の建物を建て

るとは、結局臨海部の開発・再開発のために手を入れたいところを基準に逆算して「選手村」の位置を決めたということではないかと思えます。また、立候補ファイルでは環状2号線は築地市場を通り抜けて完成しており、これらの開発が一体となってオリンピックを口実に進められようとしていると言わざるを得ません。まず「開発ありき」のオリンピックで果たして良いのか、築地問題をオリンピックを口実に押し切ろうとする姿勢に強い疑問を感じます。

有明テニスの森では、1万人の観客席のついたテニスコートが天蓋付きの設計に変更になって当初の予算をはるかに上回る100億円で完成したこと、周囲の一般市民が利用しているコートが潰してサブコートを建設する予定になっていることなど、都民のスポーツ環境を犠牲にしてオリンピック計画が立てられていることを知りました。



次は、お台場海浜公園です。津波に弱いということは、2012年の防災ツアーでご紹介しましたが、明らかに「遊泳禁止」とされているところです。実際に「遊泳禁止」の立札が立っています。公園を管理している東京都が立てたものです。調査したところ、夏の雨のあとでは糞便性大腸菌が繁殖し3日は「遊泳できない」とされている基準を下回りません。こんなところでトライアスロン競技



を実施して良いもののでしょうか。招致委員会は選手の健康問題をどう考えているのでしょうか。オリンピックのスケジュールで雨が降った際に競技を順延するなどという余裕はおそらくないと思います。神頼みのような無責任な運営を行って良いもののでしょうか。それこそ日本の信用問題になってしまうのではないのでしょうか。

辰巳の国際水泳場は、2つのプールを新設し（片方は恒久施設、もう一つは仮設施設）、現在の施設は練習施設になるそうです。ただ、このあたりは3.11の震災で液状化が生じ、トイレなどが不等沈下を起こしたとのことで、こんなところで大丈夫かと思えます。



それから、夢の島の公園ですが、ここも多くの人々がスポーツを楽しめるように野球のコートが多数設置されています。これを潰して施設を新設するということです。同じことは、団支部がスポーツ大会で利用している大井スポーツの森でも言えることです。オリンピックのために都民のスポーツの施設が潰されるのはオリンピズムに反しているのではないのでしょうか。オリンピックのためには一般市民はスポーツをできなくなっても構わないという発想にしか思えない。都民のためのオリンピックではなく、企業の金儲けのためのオリンピックだという確信がますます強くなります。

最後に、葛西臨海公園にゆきました。ここでは、日本野鳥の会の飯田さんから、この公園の自然を東京都と都民が協力して、20年以上にわたり育ててきたことなどのお話がありました。東



側の葛西臨海水族園側には、私も子どもたちを連れてよく行くのですが、西側の公園になっている部分にきたのは初めてでした。公園の中の大木が、地表の部分の枝ぶりの繁茂状態の倍ほどに地下の根を広げるまでに成長しており、移植も困難だという、貴重な木を保全する必要があるでしょう。また、川にはまだ寒い時期なのにカエルが出てきていて、元気に泳いでいたりしていました。産卵時には川が真っ黒になるくらいに卵が見られるそう

です。また、公園には絶滅危惧種も多数生息しており、それを無視してカヌーのスラロームの施設を建設するというのです。まさに「スクラップ アンド ビルト」の世界で発想自体が極めて貧困であり、許しがたい暴挙だと思いました。また、野鳥の会は、今回の計画については、招致委員会に何度も申し入れに行っており、少しずつ条件を変更するように努力を重ねているとの話もありました。何十万羽と葛西沖から飛び立つ渡り鳥の画像を見せていただき、また、数千羽でも当日持参いただいた望遠鏡で見るとなかなかの迫力で、こんなに豊かな自然を人口競技場のために潰す必要はないでしょう。自然は、一度破壊したら復旧・復興は極めて難しく、時間がかかることを考えると、どちらが豊かな財産であるかは明らかではないでしょうか。



我々は、よく現場主義と言って、現場にゆくことが大切だと言っています。今回も、その意味で、現場に行き何が行われようとしているのか、何が奪われようとしているのか、理解できたように思います。皆さんも、もう少し暖かくなってからでも良いので、一度自分で目にされることをお勧めします。新たな怒りが湧いてくることは間違いありません。是非、2020年オリンピック東京招致を見直し、都民の意見を反映したオリンピックを承知するよう求めてゆきましょう。「異議あり！2020年オリンピック東京招致」を声高く掲げましょう。

## 敵も我々をかなり警戒していた？～IOC 評価委員への異議あり！アピール行動

第一法律事務所 高石 育子

「2020BID Objection! 異議あり！」のオレンジ色のプラカードを持って、IOC評価委員(以下「IOC委員」)の会場予定地の視察に合わせて、アピール行動をしてきました。

### 1 歓迎の演出と反対派對策が取られていた東京体育館前

まず、集会「異議あり！2020年オリンピック東京招致」の翌日3月5日は、東京体育館前で。卓球などの室内競技の予定会場です。

I O C委員が到着する1時間も前から、地元の幼稚園児や高校生、大人など、老若男女総勢100人以上(!)が動員され、体育館前にオリンピック招致の旗やバルーン、横断幕を持って整列し、東京招致委員会側の合図に従って、歓迎の「わ〜〜〜！」などの歓声や旗の振り方の練習をしており、私はその光景に違和感を覚えました。

私たちは体育館の敷地には入らないようにし(おそらく止められるので)、体育館前の歩道で、オレンジ色のプラカードを掲げました。私たちは20人ほどでオレンジの数も多く、アピール行動は複数の「日本の」メディアが写真や動画を撮っていました(ニュースや新聞にも報道されました)。

もっとも、4年前の東京の立候補の時には、立候補に対する都民の支持率の低さが敗因のひとつとされていただけあって、今回は、東京側も反対派對策を事前に練っていたのでしょう。前回は更地の晴海埠頭での視察をメディアに公開し、予定地の周囲は柵があつて中には入れないものの、更地なので、視察の間中、柵の外にいる私たち反対派のアピールがI O C委員にもメディアにも丸見えでした。敷地内にいる海外メディアも、柵越しに私たちに取材をしていましたし、遠くにいるI O C委員も、私たちの様子を見て写真に収めていました。ところが、今回はメディアに公開する会場視察を室内のものにしました。室内であれば、視察中は私たち反対派を完全にシャットアウトできるからでしょう。その上、海外のメディアは、I O C委員が到着するよりも前に予め会場内に入れられ、海外メディアに私たち反対派を取材させないようにしました。

そんな東京側の思惑は分かっておりましたから、I O C委員が乗るバスが会場に到着するときにアピールする作戦で、歩道で待ち構えました。

バスが会場前に到着するのに合わせて、オレンジプラカードのアピール！！

バスは体育館前の車道で停まると思いきや、敷地内に乗り入れて体育館の目の前まで乗り付け、バスから降りてくるI O C委員の目の前には、動員された数百人の老若男女が「わ〜〜〜！！」と歓声で出迎える、まるで東京中が今回のオリンピック招致を期待・歓迎しているかのように…そんな演出をしているのが明らかでした。

バスからI O C委員が降りてくるのに合わせて、私たちも敷地内に入りバスに近付いていきオレンジアピール！！I O C委員の目にも入ったと思います。

I O C委員が室内での視察を終え出てくると、再度のオレンジアピール！I O C委員の一部は、私たちのアピールに気付き、写真にも収めていたように見えました(私たちの前にいた動員されていた園児・学生たちを撮っていたかもしれないけど・・・)。

でも、動員されていた高校生などは、I O C委員はそっちのけで、I O C委員と一緒に出てきた卓球の福原愛ちゃんの方に群がってキャーキャー歓声を上げていました……。子どもは正直だよ。

## 2 東京ビックサイトでは出し抜かれた？

3月6日は東京ビックサイト。レスリング等の会場です。やはり室内です。

ここでも、小中学生や高校生、私大生が数百人規模で動員されていました。都庁の職員も20～30人、動員されていたようです。

私たちがビックサイトの敷地内に入ってプラカードを取り出すと、すぐに施設側の人間(?)

が来て、「敷地内に入ってはだめ。管理者の許可がない。」と追い出されました（建物内ではないです。あの大きい施設の1階の駐車場にいただけです！）。

仕方なく、駐車場入り口前の歩道で、IOC委員のバスが入る時にオレンジピール作戦としました。

しか〜〜し！ IOC委員のバスが来た〜！と思ったら、バスの中はカラッポ。すでに別の入口から入り、委員を降ろした後でした。私たちの存在に気づいて駐車場への侵入経路を変えたのか？ だとしたら敵も手ごわいのです。してやられた〜！

それなら、帰るときにアピールするしかない！ IOC委員が室内に入り、しばらくして出てくると地元の生徒によるブラスバンドによる「さくらさくら」の演奏。

IOC委員がバスに乗り込み、敷地から出てくるときは私たちの前を通りました！アピールアピール！！バスの中のIOC委員も私たちを見ていました。よかったよかった。写真はビックサイト前でのアピールの様子。妊娠7か月の私が、横山先生とお腹の大きさを競っている様子ではありません。



今回は、前回に比べて東京側が反対派対策をしていたため、アピールする時間が非常に限られていました。

その上、今回は私たち反対派が直接IOC委員と面会する機会を得られたのですが、今回は視察期間中にIOC委員が反対派の意見が聞くことはしないと直前に告げられました。IOC本部には、事前に私たちの意見をFAXしておいたのですが、東京側がスケジュールをタイトに設定し、面会の時間を確保させなかったのではと思います。

### 3 皆が賛成できる招致を！

IOCによる支持率調査によると、招致に賛成が70%で、4年前の時（55%）よりもかなり上昇しており、東京都の必死の宣伝活動の成果なのか！と思います。

ただ、私たちは、オリンピック自体には賛成です。しかし、今の東京の計画内容（豊富で貴重な野鳥が棲む東京湾の臨海部を潰す、地震津波に脆弱なかつ対策が極めて不十分な臨海部に競技会場を集中させている、遊泳に不適なお台場の海でのスイムの実施など）、2020年という開催時期（原発事故の収束が先の見えない中、かつ、防災対策も進んでいない中での招致、予定している資金を復興や防災対策に充てるべき）、開催期間（8月中旬の開催は猛暑で屋外での競技には極めて不向き）などに異議あり！なのです。

これらを見直して、多くの人の賛同が得られる内容となって招致を決定してほしいと思います。



# 「異議あり！2020オリンピック東京招致集会」 の報告

支部事務局次長 市野 綾子

## 1 異議を唱える都民の存在を周知しました

本年3月4日、「異議あり！2020オリンピック東京招致」実行委員会は、表題の集会（集会）を開催しました。IOC委員会は招待に应邀していただけではありませんでしたが、会場がいっぱいになるくらいの参加者と報道陣で、NHK、TBSのニュース、MXテレビで報道されたほか、朝日新聞、毎日新聞、東京新聞、赤旗新聞に報道されました。異議を唱える都民の存在を周知する一助になったと思います。

## 2 立候補ファイルの検証をおこないました

集会では、立候補ファイルの検証を中心に行いました。このうち、招致計画については、都政研究者の末延渥史氏、防災問題については、NPO法人くらしの安心安全サポーター理事長の中村八郎氏、環境問題については、日本野鳥の会東京の飯田陳也氏、オリンピズムの観点から新日本スポーツ連盟理事長の和食昭夫氏からご報告いただきました。



招致計画・防災問題については、東京の夏は熱中症になるほどの暑さであるにもかかわらず（日本体育協会の暑さ指数のデータを示して報告されました。）、立候補ファイルでは、開催期間について、「アスリートが最高の状態でパフォーマンスを発揮できる理想的な環境」と謳っていることや、選手村が防潮堤の外側に建設されること、屋内水泳場は、3.11大震災で液状化していることなど、様々な問題点が報告されました。

環境問題について、2020年オリンピック招致委員会は、都立葛西臨海公園（江戸川区）にカヌー競技場の建設を計画しています。同公園は、海、池、湿地、草原、林などに恵まれ、競技場予定地の公園西側には東京23区で絶滅危惧種に指定されている生物を含め、鳥類76種、昆虫140種、クモ80種、樹木91種、野草132種が確認されています。同公園内で実際に撮影された、これらの鳥類の映像とともに、同公園の生態系の豊かさが報告されました。そして招致計画のままでは、これらの豊かな生態系が失われてしまうと報告されました。



オリンピズムについて、これまでの都政は、2000年から5年間で、都民スポーツの振興

費を35%にまで削減し、その後、オリンピック招致や国体準備、東京マラソンなど、大型イベントの予算を増やしても、庶民が日常的におこなえるスポーツを切捨てにしてきたこと、そして、オリンピック憲章の「スポーツを行うことは一つの人権である」に逆行する東京都はオリンピックの開催都市としてふさわしくないことなどが報告されました。

### 3 盛況のうちに終わりました

会場からも2020オリンピック招致に異議を唱える都民の方々から質問や発言をいただき、様々な問題を抱える2020年オリンピック招致に異議を唱える集会アピールを行いました。集会を終えた後も、多くの報道陣の取材を受け、盛況のうちに終わりました。

### 4 集会アンケートから

アンケートでは、「オリンピックに反対するわけではありませんが、なぜ、今日本なのか、東京なのか、何となく思っていました、今日お話を伺って、よく分かりました。」「私は失業者です。雇用の問題を解決して欲しい。知事の見解だけがあれば全て決まりか。議員は必要ないのか。東京都と大阪もその時々で、いろいろな施策が施され、無駄に税金を使っている。北京オリンピックの時、中国が高い塀を作ってスラム街を隠そうとしたが、日本でもそれと似たようなことが起きているのは悲しいことです。」など、評価していただいたものが多数でしたが、他方で、「内容は良かったが、準備が悪くまたスムーズに説明するリハーサルでもしておいた方が良かったと思う。繰り返すが、テレビ局も来ておりせっかくのチャンス、うまくアピールできていなかったのは、残念。」などの準備不足を指摘されるものもありました。



## “韓国「民弁」と北東アジア平和を考える3日間 “へご参加ください”

支部幹事長 前川 雄司

日本国際法律家協会と自由法曹団東京支部とで、韓国の「民主社会のための弁護士会」（民弁）と意見交換をするための韓国訪問を、5月13日から15日の3日間の日程で行うことになりました。

趣旨は、日本国際法律家協会の宮坂浩事務局長の「韓国「民弁」と北東アジア平和を考える3日間 “へのお誘い” に述べられているとおりです。

日程の詳細（予定）は同封した資料のとおりです。

ぜひ、多くの団員にご参加いただき、実りある交流にしたいと思っておりますので、添付の申込用紙にてお申し込みくださいますようお願い致します。

# 若手弁護士へのメッセージ

## 私の事件簿

渋谷共同法律事務所 柴田 五郎

平和と自由ね。

どんな関係があるか分らんが、私の思い出の事件と言えはやはり「布川事件」だね。

あれは今から40年以上前だから1970年代の始めか。松本善明事務所で日直当番をしていたら、茨城・土浦から、地元の共産党議員に連れられて小父さんが相談にきた。被告人がA君、B君の2人で、一人は国選、一人は私撰で、地元の裁判所で無罪を主張したが認めて貰わず、無期懲役にされた。東京高裁に控訴した。A君は既に知り合いの弁護人を付けた。甥のB君はまだなので、弁護人になってくれという。

思想的背景は全くない。それどころか地元では「あいつらいなくなって町うちが安全になった」と言って喜んで居るといふ。どうも平和と自由とは関係なさそうだ。下手をすると、地元で袋叩きに会いかねないと思ったが、とにかく調査を試みることにした。

記録検討、本人面会、関係者面接等々。調査を進めていくうちに、これはえらい事件だと言うことが分かってきた。何がえらいかと言うと、①無罪は確かなようだ②しかし本人達に問題がある（自分から動く気がない。特にA君は世論云々は恥ずかしいからやめてくれとすら言う）③もう一度本人に会って「無罪獲得の為に、何でもやる覚悟はあるか」確かめて見た。「教えてくれれば何でもやる」と言う。

事務所で弁護団を組織した。土生照子・佐伯剛両弁護士を仲間に引っ張り込んだ。2審が始まり、法廷では型通り押しまくったかに見えたが、いかんせん世論の後押しがない。傍聴席はガラガラ、署名はさっぱり・・・。

案の定結果は1審の焼き直しだった。

行きがかり上、3審もやった。弁護団も他の事務所まで拡大したが、ダメだった。弁護団は事実上解散・自然消滅した。

これまた行きがかり上、再審を申し立てた。土浦支部、東京高裁、最高裁、みんなダメ。これで6連敗だ。

それでも懲りずに、第2次再審を申し立てた。1審再審開始、検察控訴、控訴棄却。検察特別抗告、3審棄却。

こうして土浦で再審が始まり、2001年5月24日再審無罪判決、5月31日確定（控訴期限の過ぎるのが長かったこと）。

何時のまにやら、事件発生から43年、確定2審で私が弁護受任してからでさえ40余年が経っていた。

# 四位先生の投稿を拝読して

城北法律事務所 種田 和敏

四位先生が2月号に投稿された「若手弁護士へのメッセージ 団員として ―これまでとこれから―」を拝読しました。以下では、僭越ながら、私の感想を中心に考えたことを書かせていただきます。

## 1 団について

まず50年あまりの長きにわたり団を支えてこられたことに対する敬意を感じます。

団とは、私にとってどういう存在か。考えてみると、私が取り組んでいる問題（自衛隊問題や給費制問題）において、団の諸先輩から様々な指導や助言をいただくことがあります。そのときに感じるのが、団の「経験」です。団には、その構成員である諸先輩の経験と団そのものが蓄積してきた経験が息づいていると感じることがあります。

私は、今日よりも明日の方が少しでも人権が守られる社会になることを願ってやみませんし、自分なりにではありますが、そのために行動もしたいと思っています。では、何をすればよいのか。これは難しい課題です。この点、団には「経験」があり、私が直面する課題に対する数多くのヒントを提供してくれます。これは、一人で考えていたらわからないことです。

団の「経験」は、私にとって貴重なものです。これからも幾多の困難な問題に直面するはずですが、そのときにも、団の「経験」が私に力をくれると信じています。まだ2年目ですが、その「経験」こそが団の力であり、団が民衆と共に歴史を歩み、いつも困難なたたかいの最先端で切り結んでいることを日々実践されてきた四位先生をはじめ諸先輩方の涙と汗の結晶だということを実感しています。

## 2 規約改正について

規約2条に目的条項があり、その内容を一読したことはあります。しかし、その条項が2年ほどかけて議論されて改正されたことは、今回初めて知りました。あたかも当然のことに何気なく読んでしまいましたが、目的が最重要事項であり、ことあるごとに目的を再確認し、その目的実現のために日々邁進することが必要なことを改めて思い知らされました。

そして、様々な問題において、この国のあり方が根底から問われようとしている今だからこそ、目的条項の実現に全力をあげるときではないか、という四位先生の問題意識に賛同致しません。

## 3 八鹿高校事件について

この事件については、不勉強ゆえに、今回初めて知りました。もっとも、四位先生が指摘されているとおり、かたちを変えて同じ課題が現在においても出現しています。

歴史は繰り返す。団の先輩方のお話を伺っていて、よく感じることです。先に述べた団の「経験」が、かたちを変えて次々に現れる問題にいかに取り組みかのヒントを与えてくれることを

考えさせられる事件だと思いました。

#### 4 これから

私は、原発やT P P、改憲の動きをみるにつけ、この国がどこに進んでいってしまうのか、不安でなりません。不安だからこそ、悔いなきように日々研鑽をつまなければならないと思っています。四位先生がおっしゃるとおり、この困難な時代を勝ち抜くポイントが規約2条の実現に全力を尽くすことだと、若輩ものながら私も思います。

その点で、若手の団員が増え、ともに取り組めることは、大きな喜びです。そして、団の「経験」とともに、たたかいを進められることをとても頼もしく感じます。団が50年後も、団員にとって、やりがいがあり、たのしくもあり、居心地の良い場所としてあり続けられるように、日々のたたかいに邁進したいと思います。



# 支部総会の感想

## 支部総会記念講演を聴いて

あかしあ法律事務所 野口 景子

団東京支部 41 回支部総会は緒方靖夫さんを講師にお迎えし、「現在の北東アジア情勢と解決の方向性について」と題した記念講演が行われた。

日米対中国という対立構造を前提に、米国との協調を図ろうとする現在の日本外交について、日本が米国の正確な意図を読み取らないまま、むやみに対中関係を悪化させる対応に出ていることを、緒方さんから大変わかりやすくお話しいただいた。野党外交の中で経験されたちょっとした笑話を交えながらの和やかな語り口ではあったが、野党外交の前線に立つ方だからこそ（あるいは緒方さんだからこそというべきか）、リアリティと問題の深刻さを感じさせるお話だった。講演内容の詳細は、先月号の支部ニュースに掲載されている。総会に参加された方も、残念ながら欠席された方も、是非、そちらをご覧ください。

講演は純粋に好奇心を満たす内容だったが、同時に、聞き手に教訓ともいべきものを残す内容だったと思う。

政治・外交、運動、経済取引、どれをとっても、正確な情報の収集から始めなければまともな成果物を得ることはできない。日本の外交面のまずさも、米国の公式な意向さえつかめていない現状に大きな原因がある。

そうはいっても、公的組織やメディアが、故意か過失か、情報にフィルターをかけたり歪曲させたりすることはしばしば起きる。情報面で権力を持つ者たちのみを頼りにしては、情報が手にできなかつたり、ようやく手にしても紛い物を掴まされたりする。他方で、一私人、一私的団体が正確な情報を豊富に入手することは難しい。見通しをもって活動をしようとする者にとっては頭の痛い現実がある。

しかし、できるだけ複数のルートから情報を仕入れ、それらがどのような場面に誰が発信した情報であるのか分析する作業を繰り返すことで、客観的な現象は次第にその姿を現す。それを可能にするのは、常に他方面に開かれ、見聞を深め、同時に、自ら物事を分析しようとする姿勢だろう。既存のルートに頼るばかりでは情報が偏り、分析を怠ればつまらない噂話に踊らされる。

そうして認識できた現象を他の情報と合わせ、再度分析して、初めて情勢を読み解くことができる。こうしたことを継続させなければ、日々の業務でも活動でも、検討違いの行動を繰り返すことになるだろう。それはまさに、アーミテージレポートを米国の支配的な見解と誤信して、対中関係をおろそかにする今日の日本のように、極めて滑稽で、危険なことなのであろう。

とはいえ、これらは一昼夜で実行できるものではない。具体的にどうすればよいのかと問われれば、まだ分からないというのが正直なところだ。

道に迷ったときは先輩にご教示いただくのも一つの選択肢だろう。今後も機会があれば、緒方さんがこれまで関わってこられた外交でのご苦労やその解決策、現在の国際政治情勢についての

ご意見等を、直接お伺いしたいと思う。是非、今後も団や支部の集まりに、などという期待を持つのは私一人ではないだろう。

## 緒方靖夫さんの講演を聴いて

東京南部法律事務所 竹村 和也

### 1 緒方講演の概要

緒方さんは、大まかに言えば、①中国外交が強硬化していること、②そのような中国に対する政策について日本とアメリカとの間にギャップがあること、の2点をご指摘されたと思います。以上のご指摘を受けて、幾つか考えたことを書かせて頂きます。

### 2 アメリカの対中戦略の二面性

ご講演では、2月22日に行われた日米首脳会談に触れ、集団的自衛権というテーマが後景に退いていたことが指摘されました。第二次オバマ政権は、対中戦略について、「統合とヘッジ」のうち「統合」に重点が置かれているため、軍事的に中国を刺激したくないというのがその理由です。それは、アメリカが、ハワイ沖で主催する環太平洋合同演習に、中国に参加を要請し、人民解放軍が参加することが決まったことから明らかです。

もっとも、アメリカは、このような「統合」を進める一方で、これまで継続して日本に軍事的負担（集団的自衛権行使、海外派兵）を求めてきたことはやはり銘記すべきです。冷戦終結後に資本が自由に活動できる地域が拡大し、自由主義経済体制を維持する範囲が拡大したことから、アメリカは同盟国である日本にも相応の軍事的負担を求めてきました。

そのようなアメリカの軍事大国化の要求に対して、安倍政権は、忠実に解釈改憲（国家安全保障基本法による集団的自衛権の確立）、明文改憲（自民党改憲草案による9条2項の削除）を全面的に押し出しています。

安倍政権が、アメリカの「統合」外交を理解できずに、現時点で集団的自衛権の確立を全面に押し出したことは、アメリカの意向に沿わないものなのかもしれません。しかし、集団的自衛権確立の方向性自体は、大局的にはアメリカの世界戦略と合致するものです。

### 3 戦後秩序と安倍政権 ver 2

現在の安倍政権を見ていると、一種の既視感を覚えます。第一次安倍政権は、反中国論、戦争責任否定論などについて、財界やアメリカからの不評を買い、退陣の一要素となりました。

そして、現第二次安倍政権でも、安倍首相は早々、東京裁判について「勝者の判断によって断罪された」とする見解を示しました。第一次政権での、A級戦犯は「国内法的には戦争犯罪人ではない」とする発言を思い起こさせるものです。東京裁判の否定は、A級戦犯の否定という意味で中韓と、戦後秩序の否定という意味でアメリカとの緊張を免れないものです。現在の安倍政権の戦略性の欠如は、第一次政権から変わっていないように思います。

### 3 中国に対する新保守主義的反応

ご講演では、中国の東アジアに対する強硬路線が2008年以降はっきりしてきたこと、尖閣諸島問題でも強硬に領有権を主張していることもご指摘されました。そのような現状においても、日本は、あくまでも軍事衝突を回避し、複数のチャンネルを確立しなければなりません。

しかし、日本の新保守派の政治家達は、尖閣諸島買収騒動を引き起こしたり（石原）、中国をあからさまに敵視する発言を繰り返しています。注目すべきは、自民党の日本国憲法改正草案には「領土等の保全等」という規定（9条の3）が置かれていることです。憲法は、一定の普遍性を備えたものであるにもかかわらず（96条改定が目論まれ、それすら変更されようとしています）、尖閣問題に反応し、即時的にこのような規定が置かれたことに危うさを感じます。

さらに、改正草案では、保守的・復古的色彩、人権保障の弱体化など、近代立憲主義憲法としての性格が大きく後退していることが特徴となっています。新自由主義的改革による国民統合の破綻を補完する役割としての新保守主義的改憲であり、尖閣問題もそのような新保守主義的思想に回収されているように思えます。

安倍政権が、このような新保守主義的姿勢を今後もとっていくのであれば中国との関係は一層悪化します。安倍政権が、ふたたび中国、財界、アメリカから反発を受けてしまうのではないかと心配するのはお節介でしょうか。



# 幹事会議事録

## 1 支部活動の進め方について

・支部ニュースと別に、各事務所の憲法問題に関する活動を紹介するFAXニュースを出す。支部ニュースには事務所活動の感想や反応を含めてまとめたものを出す。

次回：旬報

・幹事会 9月25日 多摩 11月20日 南部（大田区や品川区あたり）

支部ニュースにのせる。支部の幹事の自覚を促すため、幹事会の日程を流し、個人名で必ずきてくださいというお願いの手紙を出す。FAXで個人名で署名をもらう形で出席の確認をとる。

## 2 支部総会の感想

今回の特徴は若い人が多かった。発言も若い人から積極的に出ていた。

緒方さんの話はおもしろかった。アメリカの動向を無批判に受け入れている状況はマスコミにも責任がある。

今、中国を刺激するのは得策ではない。しかし、日本政府はそれと反対の方向に向いている。日本の外務省は首相を適正な方向に導けてない。

イラク戦争のときに大量破壊兵器があるというアメリカの動向をうのみにしてきたのも日本の独自の外交政策のなさからくるのではないか。

そうだとすると、アメリカが中国を刺激しない方向に行っているのに、9条改正や国防軍をつくるという政策のモチベーションはどこからくるのか。

日本の政治家は右翼が多いのではないか。

自分の国を自分で守るのは当たり前だが、日本の国だけで防衛することの力関係を考えて、同盟をうたっているのではないか。

日本の右翼と政治家は反共という点では一致している。それが60年続いてきている。しかし、アメリカはそうではなくなっている。そこで矛盾が生じてきているのではないか。

経済界もアメリカの論理に従いやすいが、利益を上げなければならないので、日の丸掲げても儲からないことにそろそろ気づくのではないか。東南アジアを中心とした経済活動にシフトすると思われる。TPPも3兆円しか儲からない。日本国民のGDPは500兆円。

講師の選び方は総会成功に深くかかわる。

政治情勢の話もいいが、若手がどこに興味を抱くのか、自分達の活動とのつながりをどうつなげるか、考えたほうがよい。サマーセミナーにもつながる問題。

たとえば、防災対策について、弁護士集団が何をできるのか。

すぐに業務や活動につながらなくても、弁護士が何をやるのかどこまでやるのかということ、自分たちで作り上げていくのが必要。

広いスパンでものを見て、地域の信頼を得ていくことが大切。やったことを何にどうつなげていくかという議論をする必要がある。各事務所で議論する必要がある。

講演を聞いて感想交流の機会がほしいという提案もあった。

### 3 憲法問題

#### (1) 選挙制度

一票の格差 高裁が最低でも違憲状態、そのうち2つが無効判決。

最高裁が年内には違憲と判断するであろう。

団で「優遇枠」案に対する緊急意見書を出した。

小選挙区で優位に立った政党では比例区で勝つとは限らない。小選挙区のゆがみを比例区で修正しても治らない。

小選挙区は民意を集約して二大政党制をつくるためのもの。政権をどうつくるかということ議論し直す必要がある。

妥協の産物として、比例代表並立制にした。今回の高裁判決をみて、考えようによっては、他の区域も無効になりうる。

最高裁判決が出る前に解散するのではないか。7月のダブル選挙にもっていくのではないか。そもそも違憲状態のまま解散総選挙をしたのが問題である。

#### (2) 共通番号制

個人情報をも国に管理されることに危機感を抱かないのはなぜか。

共通番号制にしてもさほど税金を徴収できない。むしろ税収より費用がかかるのではないか。

#### (3) 憲法学習状況

3月末～5月末現在の支部団員の憲法問題の学習活動を支部に集約してほしい。

各集団事務所（5人以上）にアンケートを流し、電話で聞き取り調査をおこなう。

#### (4) 署名活動

支部ニュースに署名用紙を流して、各事務所に憲法改悪反対の署名にご協力いただく。

若い人むけのビラを配布してはどうか。

労働組合の動きが見えない。

#### (5) マスコミ対策

マスコミとの懇談をしている。 広告主への要請をするのが効果的という意見もある。

朝日新聞の社説はわかりやすかった。東京新聞の記事 自民党改憲案に反対するというものであったが反応が悪かったとのこと。 本部と支部とで協力してマスコミを回る。

#### (6) 秘密保全法

赤旗が身上調査をおこなうことについて質問すると、答弁できないとのこと。

そもそも秘密保全法が動いているのかも秘匿されている。

### 4 労働問題

3月23日 自由法曹団主催で全労連会館で200名。正規労働者の問題と非正規労働者の問題。現場からの発言が多数。整理解雇の人选の基準について注目した方が良いのではないか。

### 5 貧困問題

生活保護切り下げ問題。兵庫の小野町では生保を受けてパチンコ等で遊んでいる人を密告させる条例を制定した。

## 6 原発問題

弁護団に人材不足などが問題となっている。

弁護団の実情を把握して、問題点を把握して、必要な協力を得ていく必要がある。

## 7 オリンピック

集会を開催した。カウンターレポートの英訳をI O Cに送付した。

招致委員会との懇談をおこなう。立候補ファイルの問題点を指摘する。

4月26日18時～ 学習会・実行委員会

## 8 韓国の民弁との交流

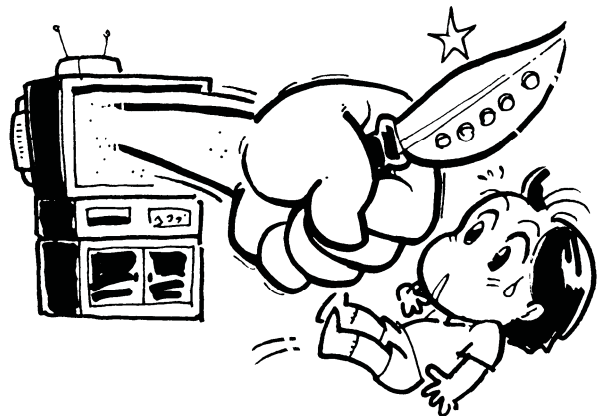
申込み：第1次締切 4月12日 FAXニュースに流す。



# 日誌

## 3月11日～4月4日

- 3月 11日 団原発問題委員会／団5月集会事務局交流世話人会
- 15日 団治安問題委員会
- 16日 団常任幹事会／団貧困問題委員会／団将来問題委員会
- 18日 団選挙制度改革対策本部会議／無名戦士合葬追悼会
- 19日 「異議あり！2020 オリンピック東京招致」実行委員会
- 21日 団構造改革委員会／団事務局会議
- 22日 団国際問題委員会
- 23日 「くび切り自由を許すな！」シンポジウム
- 25日 団司法問題委員会
- 26日 団法曹養成PT
- 27日 支部幹事会・支部連続憲法学習交流会
- 4月 1日 団原発問題委員会
- 2日 支部事務局会議／ストップ秘密保全法会議
- 4日 団治安問題委員会／弾圧学習会



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**  
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- **国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。  
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償します。  
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償します。

#### <保険料表 (月払)>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、  
団体割引25%、  
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円  
(保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。  
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償します。  
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <保険料表 (月払)>

団体割引25%、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年					
満年齢	支払対象外期間	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3  
橋本ビル3F

TEL : 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL : 03 (3231) 4111